



22 予 予 第 4 6 8 号
平成 22 年 7 月 28 日

板硝子協会
専務理事 牧 有二 様

東京消防庁
予防部長 有賀 雄一郎



低放射ガラスに係る有効開口部としての取扱いについて（回答）

平成 22 年 6 月 17 日付けで照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

平成 22 年 7 月 8 日に貴会会員の日本板硝子株式会社千葉工場において実施した窓ガラス破壊試験（予防事務審査・検査基準第 2 章第 1 節第 6 別記 1 「窓ガラス破壊試験方法」に基づく試験）の結果等を勘案して検討した結果、以下の要件を満たす低放射ガラスにあつては、消防法施行規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として認めることとします。

1 要件

予防事務審査・検査基準第 2 章第 1 節第 6、3 で消防法施行規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱われているガラスに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス

2 その他

窓ガラス破壊試験（平成 22 年 7 月 8 日実施）の際に使用した製品と著しく異なる品質に変更等する場合、当該取扱いは無効となることを念のため申し添えます。

問い合わせ先

〔 予防課建築係 高谷 関 〕
〔 電話 03-3212-2111 内線 4751 〕